

# 熊本県医師修学資金貸与制度について

熊本県では、県内の地域医療を担う医師を確保するため、医師が不足している地域の病院等に、将来、医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与しています。

大学卒業後の一定期間、知事が指定する地域の病院等（36医療機関）で勤務した場合には、修学資金の返還が全額免除されます。

## 2 貸与の種類等

種類	地域枠	一般枠	県外枠
対象者及び区分	【熊本大学医学部医学科地域枠入学者】 ※熊本県内の高校の出身者が対象 ※選抜は熊本大学が実施	【熊本大学医学部医学科在籍者】	【熊本大学以外の医学部医学科在籍者】
	貸与対象者は熊本県内出身者に限ります。詳細は熊本県ホームページにてご確認ください。		
募集人数	5人以内	5人以内	1人以内

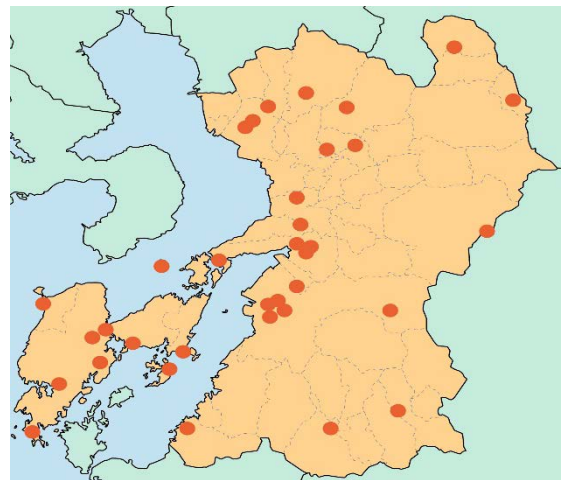
## 3 返還債務の免除の主な要件

勤務する病院等	○臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。
必要な勤務期間（義務期間）	○1年次から貸与を受ける場合：貸与期間の1.5倍に相当する期間 例）貸与期間6年間→6年×1.5倍＝9年 ○2年次以上から貸与を受ける場合：貸与期間に3年を加えた期間 ※勤務期間には県内病院での臨床研修（2年間）、県内病院で行う後期研修（1年間）を含む。 ※後期研修先は熊本市内も可。（県外の場合は義務期間に算入しない。） ※「後期研修」：熊本県医師修学資金貸与条例 第7条1項2号に定める「後期研修」で、臨床研修を修了した者が受ける医師の専門性に関する研修をいう。

## 4 知事が指定する指定病院等

知事が指定する病院等は次の36医療機関です。

国立病院機構 熊本南病院，熊本県子ども総合療育センター，国民健康保険宇城市市民病院，済生会みすみ病院，荒尾市民病院，公立玉名中央病院，玉名地域保健医療センター，国民健康保険和水町立病院，山鹿市民医療センター，菊池郡市医師会立病院，独立行政法人国立病院機構菊池病院，独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院，阿蘇医療センター，小国公立病院，山都町包括医療センターそよう病院，国民健康保険八代市立病院，独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院，独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院，八代市医師会立病院，八代郡医師会立病院，国保水俣市立総合医療センター，独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター，球磨郡公立多良木病院，上天草市立上天草総合病院，国民健康保険上天草市立河浦病院，国民健康保険上天草市立新和病院，上天草市立栖本病院，上天草市立牛深市民病院，天草郡市医師会立天草地域医療センター，地域医療機能推進機構天草中央総合病院，天草郡市医師会立苓北医師会病院，熊本県立こころの医療センター，産山村診療所，八代市立椎原診療所，上天草市立湯島へき地診療所，御所浦診療所



平成29年度夏季地域医療特別実習に於いて